

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策2 市町村との更なる連携による行政の推進
---------	---------------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	市町村課長 吾郷 朋之	電話番号	0852-22-5061
----------	-------------	------	--------------

事務事業の名称	市町村財政運営支援事業		
目的	(1) 対象	市町村	
	(2) 意図	地方税、地方交付税、地方債等の財源の確保及び財政の健全性の確保	
事業概要	市町村の財源確保を行うため、地方交付税の算定、地方債等の同意等事務にかかる調査・検収・ヒアリング等を行う。 地方交付税の算定が実態に即した適正なものとなるよう、国に対し、制度改正等を要望する。 市町村の財政運営の健全化に向けた支援・助成を行う。		

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	目標値		18.0	19.0	19.0	19.0	市町村
	式・定義	取組目標値						
	実績値	17.0	18.0					
2	指標名	目標値						%
	式・定義	取組目標値						
	実績値							
		達成率	-	100.0	-	-	-	
		達成率	-	-	-	-	-	

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	100,494	117,260
うち一般財源 (千円)	99,065	115,831

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

・市町村の財源確保については、歳入のうち約7割を地方交付税・国庫支出金・地方債などの依存財源に頼る脆弱な状況。さらに、合併市町村においては、普通交付税の合併特例措置分の縮減が進んでいる。  
 ・市町村の財政運営の健全化については、近年の地方債の繰上償還、新規地方債の発行抑制により、実質公債費比率等の「財政健全化の指標」は徐々に改善してきている。  
 <県内市町村平均> 実質公債費比率：14.6%（対前年度比△1.0P）、将来負担比率：122.0%（対前年度比△9.9P）

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

・合併算定終了による影響を緩和するため、地方交付税の制度改正要望を行った結果、  
 H26地財：支所経費の新設  
 H27地財：消防、清掃経費等の見直し  
 H28地財：公民館経費等の見直し  
 H29地財：学校給食経費等の見直し  
 等の充実が図られた。  
 ・地方債制度において届出対象となる実質公債費比率が18%未満の団体数はH28年度：18団体となり、比率平均値としても14.6%（対前年度比△1.0P）と遞減し、改善が図られてきている。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」  
 ・市町村財政は、扶助費など義務的経費の増加など厳しい財政状況の中、公共施設、老朽化した上下水道等のインフラなどの多くが更新時期を迎え、補修維持や施設・設備の更新経費が必要となっている。  
 ・財政指標の県内市町村平均は、全国市町村平均に比べ極めて高い状況が続いている。  
 <県内市町村平均> 実質公債費比率14.6% 将来負担比率122.0%  
 <全国市町村平均> // 7.4% // 38.9%  
 依然として実質公債費比率が18%超の団体がある。

②困っている状況が発生している「原因」  
 ・市町村の公共施設等の多くは、高度経済成長期に集中的に整備されてきており、老朽化が進行しているが、その状況にあわせた修繕、設備更新等の対応が十分になされていなかった。  
 ・過去、国の景気対策などに呼応し、財政支出規模を拡大した平成7年度～11年度までの間の県内市町村の起債発行額は、約800億円/年のピークで推移しており、その償還金負担が現在の指標に影響しているものと考えられる。

③原因を解消するための「課題」  
 ・公共施設等の維持補修や施設・設備等の更新など、今後必要となる財政需要に応じ、市町村の財源確保が図られるよう、地方交付税の確保や起債制度の充実が必要となっている。  
 ・財政マネジメント強化により更なる財政健全化に取組む必要がある。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・市町村の財政運営に支障が生じないように、地方交付税の総額確保と、市町村の実態に即した交付税算定がなされるように地方交付税法に基づく意見申出制度等により国に働きかける。また、市町村の財政需要に応じた起債制度の充実が図られるよう、必要に応じて国に対して要望を行っていく。  
 ・財政健全化法に基づく指標に留意しつつ、市町村の財政マネジメント強化に資するため「市町村財政担当者研修会」の実施や、「決算統計ヒアリング」「中期財政計画ヒアリング」「市町村との意見交換会」など様々な機会を通じて市町村に対する技術的な助言を行っていく。  
 また、市町村財政運営の見える化により財政マネジメントの向上を図るため、地方公会計の導入や地方公営企業の法適化に向けた支援を行っていく必要がある。このため、研修会の実施や、各市町村への情報提供などを行っていく。